

障害者 24 時間安心相談等支援事業 ～緊急時支援事業～

障害福祉の課題の中で

- ☞ 相談支援体制の強化・・・平成 24 年 4 月 1 日施行の障害者自立支援法改正における大きな柱。
障害児・者及び家族の在宅生活を支えるために常に関わり続ける体制作り
- ☞ 地域移行・地域定着の推進・・・移行先であるグループホーム・ケアホームの整備とともに、移行後の地域生活が円滑に定着していくためのフォローの必要性。
自宅で生活している障害者にとって、家族がいなくなった後の選択肢として自宅での生活を望んだ場合の支援体制の必要性。

地域移行のための安心生活支援事業

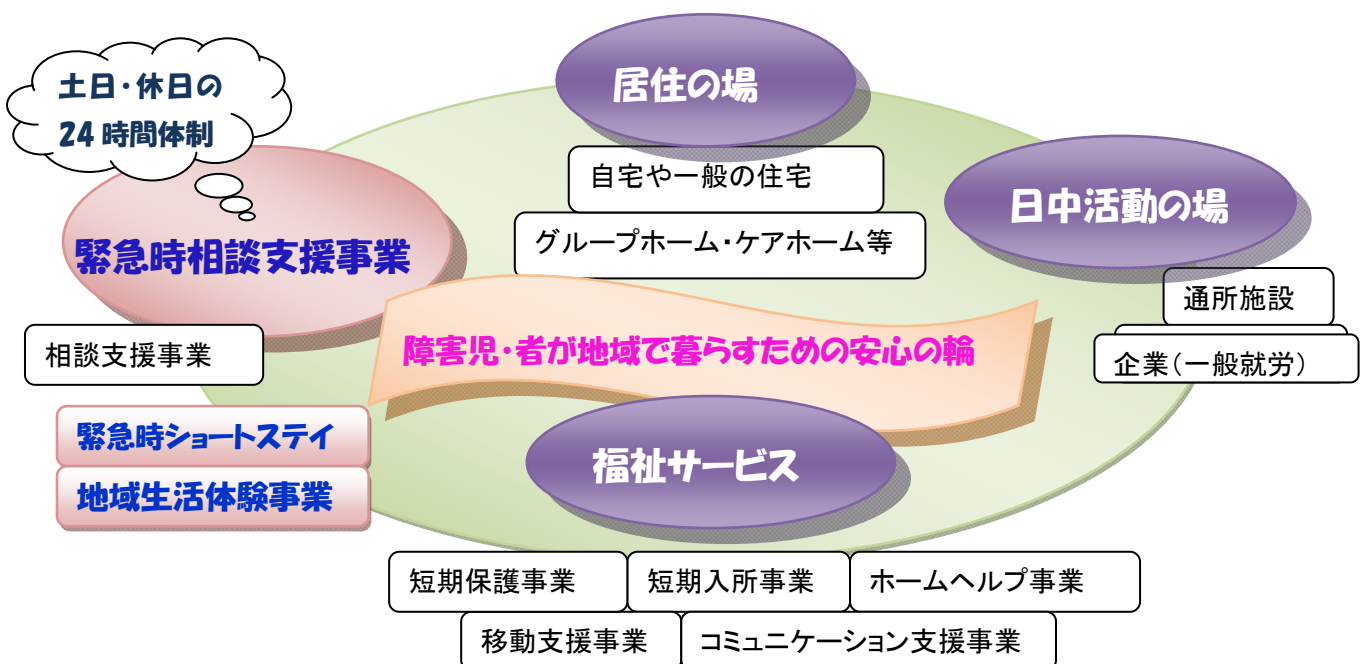
※地域生活支援事業におけるメニューのひとつ（H23 年度新規メニュー）

① 地域移行推進重点プランの作成



② 地域安心生活支援体制強化事業

相談支援事業を強化し、既存の事業と連携を取りながら、地域定着を図る。



1. 緊急時相談支援事業 障害福祉課・予防対策課

※地域安心生活支援体制強化事業の必須事業

☆事業内容

相談支援事業所に夜間・休日の相談支援に対応する相談員を配置し、24時間の相談支援体制を確保する。

障害者計画のための当事者からのヒアリング調査において

- 『夜間や休日はどこに相談したらよいのか不安』(当事者・家族)
- 『自分がいなくなった後、地域で生活が続けられるか』(家族)
- 『グループホームや入所施設に入れなかったらどうなるのか』(家族)

具体的なサービスメニューにつなげる前段階での不安や相談への対応の必要性

相談支援の強化！！

現在、土日や夜間に対応する障害者の相談窓口は緊急連絡網による体制のみであり、あくまでも緊急時に対応するものである。

今回、障害福祉課、予防対策課で緊急時相談支援事業を実施することで3障害における24時間365日の相談体制を整備することができ、自宅やグループホーム等の居住の場、通所施設等の日中活動の場と連携を取りながら、土日、夜間の緊急対応はもとより、継続的な相談支援の提供が可能になり、障害者が地域で安心して自立して暮らすための環境整備につながる。

2. 緊急時ショートステイ(精神のみ新設) 予防対策課

緊急一時的な宿泊場所を提供する。

3. 地域生活体験事業(精神のみ新設) 予防対策課

地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊等を提供する。

実施方法

区内相談支援事業所に委託して実施する。